

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 410号

Monthly Association Construction Industry NEWS



December



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

平成20年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月	宮崎県建設業協会県議会との意見 交換会		
2	火	宮崎県建設業協会 2級建設業経理 士「受験準備講座」 (4日まで建設会館) 公共工事セミナー(都城)		
3	水		現場所長研修(宮崎)	
4	木	全国建設業協会総合企画委員会 (東京) 建設業振興基金業務説明会(東京)	基金住友信託銀行総幹事意見交換 会(福岡)	
5	金		高所作業車運転技能講習 (7日まで清武)	
6	土			
7	日			
8	月	公共工事セミナー(宮崎)	基金企業年金連合会九州地方協議 会宮崎部会役職員講習会	
9	火	公共工事セミナー(日南)	職長・安全衛生責任者教育 (10日まで延岡)	
10	水	宮崎県ダンプカー協会立入検査 建設業情報化セミナー(宮崎)		
11	木	宮崎県建設業協会雇用安定支援事 業集団相談会(宮崎) 九州建設業協会総務・経理担当職 員研修会(熊本)		火薬保安講習会(宮崎)
12	金		専門工事業マニュアル作成研修会 (木花)	
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	宮崎県建設業協会常務理事会	基金九州ブロック建設業厚生年金 基金連絡協議会常務理事会議 (福岡) 専門工事業安全管理担当者研修 (木花)	
17	水		安全管理担当者(土木)のための リスクアセスメント教育(木花)	
18	木	全国建設産業団体連合会専門工事 業部会(東京)	建災防木建安全対策協議会(宮崎)	
19	金	宮崎県建設業協会青年部連合会役 員会	車両系建設機械(解体)運転技能 講習(清武)	
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	水			
25	木			
26	金	仕事納め	仕事納め	仕事納め
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			

平成21年1月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月	仕事始め	仕事始め	仕事始め
6	火			
7	水	宮崎県建設業協会新年あいさつ回り		
8	木		安全管理担当者（設備）のための リスクアセスメント教育（木花）	
9	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（10日まで清武）	
10	土			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（11月分）

【ホームページ】

項目		所管	形式
1	原材料価格高騰対応等緊急保証制度について	経済産業省	HTML
2	住宅瑕疵担保履行法に係る資力確保の準備等に関することについて	国土交通省	HTML

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(11月1日～30日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮 崎	西光建設(株)	所在地	宮崎市大字瓜生野字牟田 4184番地10 1F	〒880-0036 宮崎市花ヶ島町入道2225 番地1 サントノーレ神宮外苑1002号
		電話番号	0985-36-0985	0985-65-8760
		FAX番号	0985-36-0986	0985-65-8761
	(有)深田組	所在地	〒880-0835 宮崎市阿波岐原町野間368番地	〒880-2151 宮崎市大字熊野10198番地3
		電話番号	0985-23-6761	0985-58-6677
		FAX番号	0985-23-6761	0985-58-6678
	村田建設(株)	所在地	〒880-0905 宮崎市中村西2丁目3番42号	〒880-0921 宮崎市大字本郷南方5470番地1
		電話番号	0985-52-4677	0985-56-6660
		FAX番号	0985-52-5279	0985-56-6661
西 都	(株)宮本組	代表者	宮本 優	寺崎 三紀
延 岡	矢野建設(株)	代表者	矢野 喜信	矢野 一豊

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
日 向	(株)柏田工務店	柏田 俊弘
	(有)大興建設	江川 壽廣

県協会

1. 第8回常務理事会を開催

第8回常務理事会が、平成20年11月12日（水）10時00分より、県建設会館2階「委員会室」において開催された。

永野会長が、開会の冒頭で、10月1日から予定価格の事前公表が事後公表へ試行で行うことになったのは一応前進であるが、これに伴う「工事費内訳書」の提出を全ての建設工事に義務づけしたことやエリアの見直しが今後必要であり、第2次景気対策の地方への重点配分を要望して行かねばならないと挨拶を行った。

議題は、次のとおり。

議題1 人事案件（役員の選任）について

議題2 建設雇用改善推進表彰推薦について

議題3 次回常務理事会の開催時期について

議題4 その他

① 平成21年度国政に対する要請への回答について

② 平成20年度定例懇談会の報告について

について審議され、主な審議内容については、以下のとおりである。

「人事案件（役員の選任）」について、高千穂地区建設業協会から真野理事、田村理事の辞任に伴う後任の推薦があり、竹尾楠秀氏（中央建設株式会社）：総務委員会、山本富士生氏（有限会社山本建設）：労務資材対策委員会、工藤勝利氏（株式会社工藤興業）は、現理事で土木農林委員会所属であるが、建築委員会も併せて兼務することを説明し、審議の結果、全会一致で承認された。

また、西都地区建設業協会から、川崎理事の辞任がでていたが、審議の結果了承された。

「建設雇用改善推進表彰推薦」については、11月21日（金）県庁2階講堂で行われる平成20年度建設雇用改善推進知事等表彰に係る宮崎県建設業協会長表彰について審議され、各地区協会から推薦のあった下記候補者について審議をした結果、全て満場一致で承認された。

優良事業所（3事業所）

①(株)岡崎組 ②(株)浜広工業 ③(株)金子建設

功労者表彰（3名）

①佐藤健二：(株)谷口組 ②安影安男：(株)山本組 ③楠木浩三：(株)山崎産業

若年建設従事者（5名）

①高橋千穂：小野建設(株) ②守屋美和：(有)横山建設 ③増永匡史：(有)大岩建設

④藤本真士：(株)橋口組 ⑤竹尾英樹：(株)竹尾組

「その他」として、平成21年度国政に関する要請への回答、及び、10月29日佐賀市で開催された、平成20年度九州地区定例懇談会について報告がなされた。

2. 平成20年度建設雇用改善推進表彰式開催される

11月21日、平成20年度建設雇用改善推進表彰式が、宮崎労働局、宮崎県、雇用能力開発機構宮崎センターと（社）宮崎県建設業協会の4者共催で、「信頼される仕事は職場から」をスローガンに、建設労働者の雇用の改善に努力され、その成果を上げられた事業所並びに功績のあった功労者に対して、県知事表彰、県建設業協会会長表彰、県建設産業団体連合会会長表彰が、県庁本館2階講堂で行われた。

表彰式は、まず主催者を代表して、県知事（副知事代読）が挨拶され、「建設業の皆様には社会基盤の整備を通じて、県民の安全で快適な生活の実現や地域産業の発展のために大きな役割を担っている。公共事業の縮小や入札制度改革により建設業界は厳しい環境にあり、県としても建設業が魅力ある産業として発展していくために、人材確保や経営支援策を講ずるなど建設産業の活性化に努めているところであり、一層のご理解とご協力をお願いしたい」と贈られ、下記事業所、功労者に対して表彰が行われた。

また、来賓を代表して、坂口県議会議長が「建設業界は、公共事業の縮小で競争が激化し、安値受注が続き経営状況も厳しいものがあるが、建設業は生産額、就業者数ともに本県の約1割を占める重要な産業であり、本県経済を牽引して欲しい。また、若者が夢を持てる魅力ある建設産業とするために、県議会としても、現在の入札制度について研究を進め、健全な建設産業の育成に力を入れていきたい」と祝辞を述べた。

受賞者は次のとおり。



【宮崎県知事表彰】

山下産業(株) 代表取締役 山 下 隆 士 (串間市)
株山崎産業 代表取締役 山 崎 司 (延岡市)

【宮崎県建設業協会会長表彰】

◆優良事業所表彰

株岡崎組 代表取締役 岡 崎 修 (宮崎市)
株浜広工業 代表取締役 浜 広 好 夫 (都城市)
株金子建設 代表取締役 金 子 勝 生 (高岡町)

◆功労者表彰 (個人)

佐藤健二 [(株)谷口組 土木部長 (串間市)]
安影安男 [(株)山本組 営業本部長 (高原町)]
楠木浩三 [(株)山崎産業 工事主任 (延岡市)]

◆若年功労者表彰 (個人)

高橋千穂 [(小野建設(株)) (日南市)]
守屋美和 [(有)横山建設 (西米良村)]
増永匡史 [(有)大岩建設 主任 (川南町)]
藤本真士 [(株)橋口組 現場代理人 (美郷町)]
竹尾英樹 [(株)竹尾組 (高千穂町)]

【宮崎県建設産業団体連合会会長表彰】

◆優良事業所表彰

宮崎造園(株) 代表取締役 前田 浩 吉 (宮崎市)
日向測量設計(株) 代表取締役 柏田 芳 美 (日向市)

◆功労者表彰 (個人)

松澤衛 [(株)松澤組 代表取締役 (門川町)]
山本忠興 [(串間生コンクリート(株) 代表取締役 (串間市)]

3. 原材料価格高騰対応等緊急保証制度について

経済産業省
中小企業庁

「安心実現のための緊急総合対策（8月29日に政府与党決定）」において決定された新しい保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」を10月31日から開始します。

本制度は、原油に加え原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、現行制度の抜本的な拡充・見直しを行ったものです。

原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている業種の中小企業者を対象として、民間金融機関からの融資を受ける際には信用保証協会が保証をいたします。

また、既に資金繰り相談に応じるため、全国約900カ所に緊急相談窓口を設置するとともに、政策金融機関でセーフティネット貸付の拡充を行っています。

1. 対象となる中小企業者

以下のいずれかの要件に当てはまる方が対象となります。

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

計算例：最近3か月の平均売上総利益率が33%で、前年同期が35%だった場合

$$(35-33) / 35 \times 100 = 5.7\%$$

5.7% ≥ 3% (認定基準クリア)

2. 関連資料 宮崎県建設業協会 HP参照

3. 本件に関する主な緊急相談窓口の連絡先

(本発表資料のお問い合わせ先)

- 宮崎県信用保証協会
電話：0985-24-8251
- 中小企業庁金融課
電話：03-3501-1511 (内線：5271)

原材料価格高騰対応等緊急保証制度に関するQ & A

問1. どのような中小企業が緊急保証制度を利用できますか。

(答)

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方が対象となります。

- ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上減少している中小企業者。
- ② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上低下している中小企業者。

(注1) 認定書の様式は市町村（または特別区）で配布しています。（問3参照）

(注2) 指定業種については、問7をご参照ください。

問2. 利用するためには、どこに申し込みをすれば良いでしょうか。

(答)

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の担当課（商工担当課等）の窓口に認定申請書を提出し、認定を受けて下さい。その後、ご希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書及び決算書等借入に必要となる資料を持参のうえ、保証付き融資を申し込んで下さい。

問3. 認定書の様式はどこでもらえますか。

(答)

認定書の様式は、事業所の所在する市町村（または特別区）の担当課（商工担当課等）で配布しています。

問4. いくらまで保証してもらえますか。

(答)

近時の激しい原材料価格等の高騰により厳しい経営環境におかれている業種の方々を対象とし、指定業種を営む中小企業の方は、一般保証の2億8千万円（うち無担保8千万円）までとは別枠で2億8千万円（うち無担保8千万円）までの利用が可能となります。なお、既にセーフティネット保証を利用している場合は合算で2億8千万円までとなります。ただし、認定を受けた場合でも金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

問5. 保証料率、保証期間、金利はどうなっていますか。

(答)

保証料率については年0.8%以下、保証期間は10年以内（据置期間1年以内）となっております。詳細は、所在地の信用保証協会にお問い合わせ下さい。

金利については、ご利用される金融機関毎に異なりますので、金融機関にご相談下さい。

問6. どの業種が指定されているのですか。

(答)

厳しい経営環境における業種について、10月31日付で経済産業大臣が545業種を指定したほか、その後の経済環境の変化も踏まえ、11月14日付けで73業種を追加し、現在は618業種となっています。

問7. 指定業種を営んでいないと、緊急保証制度を利用できないのですか。その場合、他に利用できる制度はありませんか。

(答)

緊急保証制度を利用するにあたっては、指定業種を営んでいることが必要です。ただし、指定業種を営んでいない方も、信用保証協会の他の保証制度や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付等をご利用することが可能です。所在地の信用保証協会又は日本政策金融公庫までご相談下さい。

問8. 市区町村で認定書をもらえば、必ず保証してもらえるのですか。

(答)

認定書はあくまでも対象業種等に係る認定となります。実際の借入については、認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がございます。

問9. 分類が分からぬのですが、どのように調べたら良いでしょうか。

(答)

業種については、日本標準産業分類（平成14年3月改訂版）の分類番号に基づき、指定を行っております。各業種の詳細については、日本標準産業分類（P D F / 689 K B）に説明がございます。ご自分の業種がどこに分類されるか分からぬ場合は、こちらでご確認下さい。

問10. 本制度について詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いですか。

(答)

制度の内容等については地方経済産業局、信用保証協会等にご照会ください。

【信用保証協会の窓口】

宮崎県信用保証協会

<http://www.miyazaki-cgc.or.jp/>

TEL 0985-24-8251

4. 住宅瑕疵担保履行法（資力確保の準備に関するお知らせ）

平成21年10月1日から、新築住宅の引渡しに、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）が義務づけられます。



住宅瑕疵担保履行法

～ 資力確保の準備に関するお知らせ ～



信頼と安心のもとに住宅を供給できるよう、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行されます。平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す場合、保険加入又は供託のいずれかの対応が必要となります。

保険料はいくらくらいですか？

→ 保険料は戸当たり6～8万円前後です。

保険料は、10年間の保険契約期間に対し、保険契約前に10年分を一括で支払う掛け捨てのものであり、各保険法人で一律ではなく、各保険法人により異なりますが、戸建住宅で概ね6～8万円程度です。ホームページなどをご覧ください（下表参照）。なお、保険料については、住宅価格に含めることも可能です。

また、保険料の他に事業者届出料がかかる場合があります。

地方では保険料が高くなるのではないですか？

→ 保険料は地域（大都市部か地方部か等）による差はありません。

保険法人は全国で一律の保険料を設定しており、地域によって差が生じることはありません。

【保険法人ごとの保険料（検査料を含む）の例】

※ 例えば、一定の要件（戸数や事業者数等）を満たす団体に所属する事業者への割引や中小住宅事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下の法人、個人事業者）への割引等のメニューも用意しております。詳細は、各保険法人にお問い合わせください。（平成20年11月1日現在）

保険法人名 (50音順)	戸建住宅 (床面積120m ² の場合)	共同住宅 20戸、4階建て 戸当たり平均面積75m ² (住宅価格4億円)	事業者届出料 〔事業者 当たり〕
(株)住宅あんしん保証 ☎ 03-3516-6333 http://www.j-anshin.co.jp/	¥ 74,350	¥ 1,189,630 (戸当たり:59,482)	¥ 52,500 (新規)
(財)住宅保証機構 ☎ 03-3584-6631 http://www.how.or.jp/	¥ 78,230	¥ 1,064,640 (戸当たり:53,232)	¥ 26,250 (新規)
(株)日本住宅保証検査機構 ☎ 03-3635-3655 http://www.jio-kensa.co.jp/	¥ 79,015	¥ 1,340,120 (戸当たり:67,006)	¥ 26,250 (新規)
(株)ハウスジーメン ☎ 03-5408-8486 http://www.house-gmen.com/	¥ 91,960	¥ 971,490 (戸当たり:48,575)	無し
ハウスプラス住宅保証(株) ☎ 03-5777-1434 http://www.houseplus.co.jp/	¥ 67,000	¥ 930,250 (戸当たり:46,513)	無し

資力確保措置が必要となるのはどのような場合ですか。

→ 平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す場合であり、工事遅延や売れ残りも含みます。

資力確保の必要性は、契約時点ではなく、引渡し時点で決まります。工事が遅延したり、売れ残りとなつたため、引渡しが平成21年10月1日以降となつた場合でも義務付けの対象となります。

平成21年10月1日になってから準備すればいいのですか？

→ 保険に加入するには着工前の申込みが必要です。

保険加入により資力確保をされる場合は、工事中の現場検査が必要なので、着工前にあらかじめ住宅専門の保険会社である住宅瑕疵担保責任保険法人へ申込みを行う必要があります。引渡時期をよく考慮して準備を進めてください。

資力確保が必要な新築住宅とはどのようなものですか？

→ 戸建住宅や分譲共同住宅だけでなく、賃貸住宅や社宅なども含まれます。

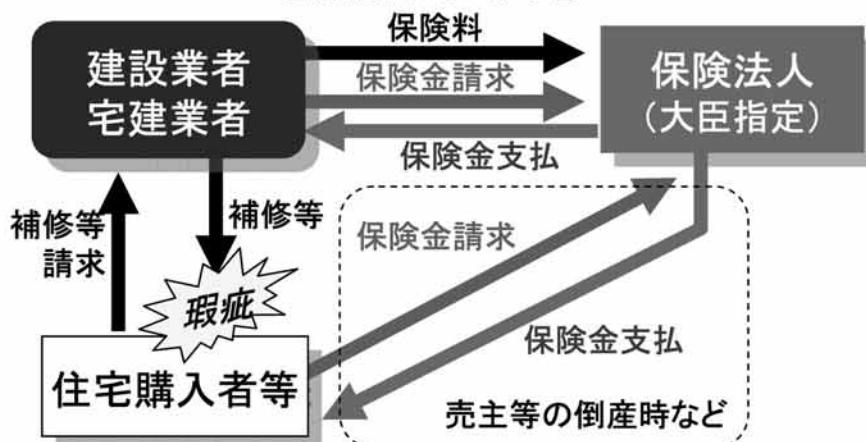
「新築住宅」とは、新たに建設された「住宅」であって、建設工事の完了から1年以内で人が住んだことのないものを言います。住宅には、戸建住宅や分譲共同住宅だけではなく、賃貸住宅や社宅なども含まれ、新築住宅に該当する場合は資力確保の対象となります。

保険は誰でも加入できるのですか？

→ 保険法人は誰でも、どんなタイプの住宅の申込みでも受け付ける義務があります。

保険法人は「忙しい」「会社の経営状況が良くない」等の理由で申込みを断ることはできません。また、現場検査の基準についても建築基準法レベルを想定しており、通常の設計・施工レベルであれば問題なく保険に加入できます。

【保険のしくみ】



作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課

☎ 03-5253-8111(代表) URL: <http://www.mlit.go.jp>

(HPトップのトピックス内[特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー]をご覧下さい。

○住宅瑕疵担保履行法専用ダイヤル ☎ 0120-411-868

[受付: 月～金曜日(休日を除く)午前10:00～午後5:00]

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

例えば

- 1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

6 社会保険労務士等の利用

例えば

- 上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円（※イ）×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円（※ロ）×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

－ お問い合わせ －

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教 習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 ）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が助成します。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

技士会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり20年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【CPDS認定講習会】

日 程	会 場
平成21年2月6日(金)	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市学園木花台

申し込み 宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望されます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「管理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

2. 3回目の「監理技術者講習会」終わる

平成20年度第3回「監理技術者講習会」を去る平成20年11月26日(水)に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催いたしました。多数の方々が熱心に受講されました。



3. CPDS（継続学習制度）について!!

この制度は、県技士会や各支部が主催又は共催で開催する講習会や見学会参加や、技士会主催・共催する以外の機関への個人参加、技術論文の発表などを対象として、別に定めた様式により認定申請する事により取得単位（ユニット）として認定して累積加算（加算有効期限5年）管理されるシステムです。

施工技術を適正に保つには、継続的学習（CPDS・・学習経歴）が必要です。

最近の急激な科学技術の進歩により施工法も進歩し、国民の価値観も変わり公共的事業に携わる土木施工管理技士の、資格取得後の組織的計画的な継続学習が不可欠です。

各支部におかれましても、会員の皆様に周知していただき積極的に活動していただくようお願いいたします。

CPDSの目的

土木施工に携わる技術者の資質および技術力の維持・向上を図り、公共的土木工事の適正な施工による良質な工事品質の確保と、努力する技術者の高い評価による社会的地位の向上を目的としています。

1. CPDS（継続学習制度）の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

行政機関のCPDS評価の例

入札の配置予定者評価で CPDS単位に応じて加点	北海道開発局	東北地方整備局	関東地方整備局	北陸地方整備局
	中部地方整備局	近畿地方整備局	中国地方整備局	四国地方整備局
	九州地方整備局	沖縄総合事務局	中四農政局	
	青森県	宮城県	秋田県	千葉県
	岐阜県	滋賀県	兵庫県	山梨県
	香川県	愛媛県	高知県	長野県
入札資格審査でCPDS単位 に応じて主観点数に加点	東広島県	宇都市	高知市	広島県
	静岡県	島根県	広島県	山口県
	佐賀県	長崎県	熊本県	愛媛県
	広島市	安芸高田市	庄原市	高知県

* 平成20・21年度の入札参加資格審査の中で審査申請で宮崎県が「CPDS」を採用し、主観的事項（技術等評価数値）のなかに新たに点数の「10点」が加点となった。

感動が人間を動かし、出逢いが人間を変えてゆく

建退共

1. 「建退共Q&A事例集」について

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）（以下、「現場標識（シール）」といいます。）について

Q12 発注者から現場標識（シール）の掲示を指導されました。このシールはどこで入手できるのでしょうか。また、それは有料なのでしょうか。

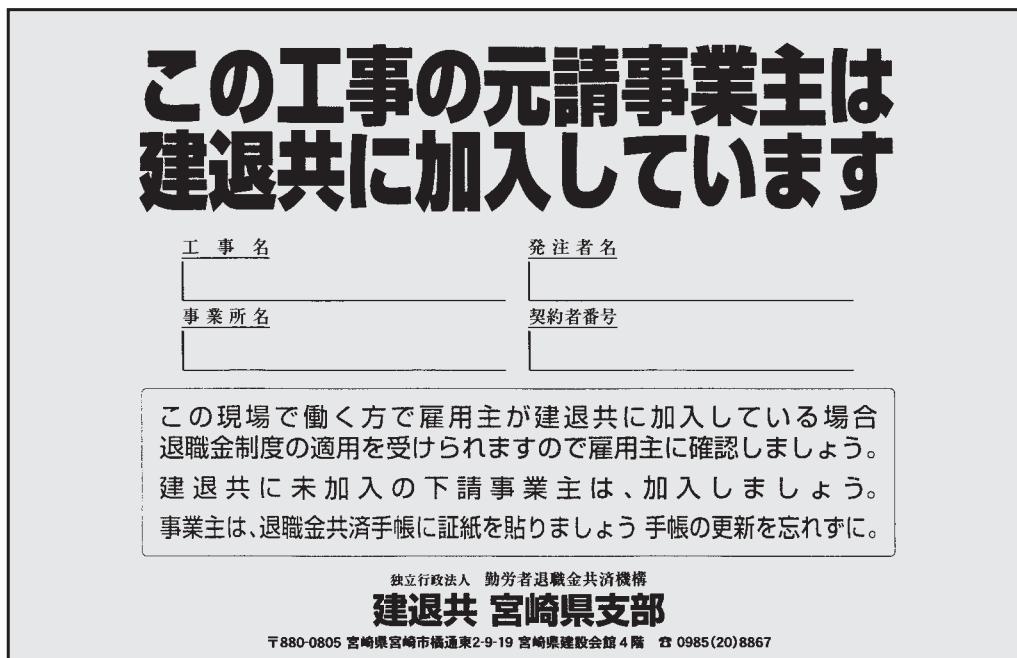
A 現場標識（シール）の掲示については、「建退共制度改善方策について」（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部）において、「加入促進強化、制度の周知徹底を図る」ため、現場標識（シール）を定め、掲示の普及を進めることとされました。

最近では、工事施工体制の検査等の際、この現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除きます。）又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

発注者から掲示を求められた場合には、現場事務所や工事現場の出入り口等、見やすい場所に現場標識（シール）の掲示をお願いします。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）



- ★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
- ★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
9月末計	社 3,464	名 47,916
加入	15	209
脱退	18	208
10月末計	3,461	47,917

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (9月分)
前年度累計	冊 355,150	件 37,594	千円 21,004,125	千円 109,692,908
当月分	992	214	168,188	74,513
本年度分	5,809	1,492	1,193,182	331,499
累計	360,959	39,086	22,197,307	110,024,407

注：掛金収納額は20. 9月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（10月分）

1. 適用

（平成20年10月末現在）

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
378社	4,184人	671人	4,855人

2. 給付

裁定状況

（平成20年10月末現在）

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	12	5,609,100	50	28,963,800
第2種退職年金	20	3,392,400	147	32,105,400
選択一時金	24	16,090,400	84	55,133,000
脱退一時金	33	5,210,800	258	53,113,600
遺族一時金	1	511,500	6	1,745,500

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成20年10月末現在）

信託資産	12,995,623,168 円
合計	12,995,623,168 円

注：時価である

建 災 防

1. 「建設業年末年始労働災害防止強調期間運動」について！

公共工事等の最盛期で労働災害の多発が懸念される年末年始の祝祭日をはさんだ（平成20年12月1日～平成21年1月15日）を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、「無事故の歳末明るい正月」のスローガンのもとに労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものです。

会員各位におかれましては、本運動の目的を達成するために「建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領」に基づいた経営首脳による工事現場等の安全パトロールを実施して頂き、「店社及び現場の安全衛生水準の向上」を図って頂くようお願いします。

I 趣 旨

年末年始には、工事の幅広化等により、労働災害が多発する傾向にある。したがって、これに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、本年12月1日から平成21年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンのもとに、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため、本期間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、安全衛生水準の一層の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携のもとに効果的な安全衛生管理活動を実施するものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るために、リスクアセスメントの実施並びに「計画・実施・評価・改善」のいわゆるP D C Aサイクルによる安全衛生水準の向上を図ることが重要であることから、引き続き「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（C O H S M S）」の推進を図るものとする。

II スローガン

「無事故の歳末 明るい正月」

III 会員が実施する事項

年末年始に発生する労働災害の要因として、工事の幅広化、厳しい工程の要請による休日労働や時間外労働による疲労、作業手順を省略した不安全行動、機械設備等の安全点検の不足等の安全衛生管理の不徹底がある。また、休暇後の年始に安全作業の体制が整わないことなども考えられる。

したがって「施工管理体制の強化」、「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、無理な作業の排除に努め、さらに休憩設備等職場環境を整備し、次の重点事項を基本にして、店社及び作業所

の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、店社と作業所が一体となって積極的に展開するものとする。

また、労働災害防止の実効を図るため、リスクアセスメントを確實に実施するものとする。

IV 重点事項

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」及び「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策（P10～32）」等を活用する。

（※「建設業労働災害防止規程」及び「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」は、当協会ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp/>）でご覧いただけます）

1 経営首脳者等による特別安全パトロールの実施

2 作業所閉所中における保安対策の確立

- (1) 年末年始休暇中の緊急連絡体制の確立
- (2) ガードマン等による現場巡回の実施
- (3) 第三者の立入禁止措置の徹底

3 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底

4 解体・改修工事の災害防止対策の徹底

- (1) コンクリート造の工作物（その高さが5m以上のものに限る）の解体又は破壊の作業について、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) コンクリート造等の工作物の解体等作業について、構造物の状況等の調査に基づく作業計画の策定とこれに基づく作業の実施
- (3) 感電災害防止のため、活線作業を禁止し、安全ブレーカーを落しての検電器による非活線であることの確認の徹底
- (4) ガス管等の公共施設の切断にあたり、図面確認及び各施設管理者立会いによる作業の実施

5 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の通勤使用について、安全な通勤経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後の運転に対する休養の配慮
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定等計画的な実施
- (4) 運転開始前点検の確実な実施
- (5) 飲酒運転の厳禁
- (6) 最大積載量を超えた積載の禁止
- (7) 運転中の携帯電話使用禁止の徹底
- (8) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握

6 火災・爆発等災害の防止対策の徹底

- (1) 火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、使用中及び使用後の点検と確認の励行
- (2) 火気を使用する作業に際しての消火器、防火用水、砂等の適切な配置
- (3) 引火物、爆発物等の保管場所の指定、危険物の表示及びその付近での火気使用の厳禁
- (4) メタンガス等の可燃性ガスの発生するおそれのある場所でのガス濃度の測定、その結果に基づく爆発防止対策の徹底

-
- (5) 溶接・溶断作業等の周囲の可燃物の整理、防炎シート等による火災防止対策の徹底
 - (6) ウレタンフォーム等を使用する断熱工事における火気管理の徹底
 - (7) 附属寄宿舎における警報設備、消火設備、避難設備等の点検・整備、火気管理の徹底
 - (8) 現場の防火訓練及び避難訓練の実施

7 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) リスクアセスメントを取り入れた作業手順の周知徹底
- (3) 「近道・省略行為」防止の徹底
- (4) 「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の徹底

8 公衆災害防止対策の徹底

- (1) 仮囲い、保安柵、保安灯及び工事標識等の保安施設等の設置
- (2) 現場付近に適切な誘導者等の配置、養生シート、仮囲い、柵、朝顔等の設置及び通路面の清掃等の励行
- (3) 工事着工に際し、地下埋設物の破損による事故防止のため、発注者、埋設物管理者等との十分な連絡、調整と万全な対策の実施
- (4) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する作業についての必要な測定の実施、その結果に基づく使用機械の変更、工法の改善等の措置の実施
- (5) 建築物の解体工事における倒壊等の事故防止対策の徹底
- (6) 北風等の突風による資材等の飛散防止対策の徹底

9 積雪・雪崩災害防止対策の徹底

- (1) 積雪、凍結等により足場等が滑りやすい場合の安全帯を使用した除雪の実施
- (2) 積雪地での雪崩・崩壊等による危険を防止するため立入禁止、監視人の配置等を実施
- (3) 作業現場への往復通路は、できるだけ積雪・雪崩・凍結箇所・谷・急斜面を避けた安全経路を選定
- (4) 寄宿舎、事務所等の雪崩、崩壊等のおそれのない場所への設置
- (5) 非常時の連絡、避難等の方法等の関係者への周知徹底、適宜、訓練の実施

10 酸素欠乏症等防止対策の徹底

11 有機溶剤中毒予防対策の徹底

12 一酸化炭素中毒防止対策の徹底

13 石綿障害予防対策の徹底

- (1) 石綿含有建材等の解体等の作業について作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) 石綿含有建材等の解体等の作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 石綿含有建材等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

14 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のための医師による面接指導等の実施

2. 鋼管足場の部材及び付属金具の規格を具備しない緊結金具について

今般、社団法人仮設工業会から法令違反の疑いのある緊結金具（自在型クランプ）が流通されている旨の情報提供がなされたところです。

当該緊結金具は、本体、ふた、ボルト等で構成されるものですが、「42.5×48.5 兼用」とだけ刻印がなされており、製造者名や製造年等の表示が一切なく、社団法人仮設工業会において、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号。以下「構造規格」という。）第66条で示されている強度試験を試みたところ、その条件を満たさないことが確認されているものです。

現在のところ、当該緊結金具の製造者及び流通経路は不明ですが、構造規格第68条に基づく適用除外を受けたものではなく、建設現場等でこれを使用した場合は、労働安全衛生法第42条に抵触とともに、重大な災害を発生させるおそれがありますので、会員各位におかれでは、当該緊結金具を使用しないよう、また、万が一これを確認した場合には廃棄していただくよう、周知方お願い申し上げます。

3. 石綿による健康被害の救済に関する法律の改正について

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(以下「改正石綿救済法」といいます。) が平成20年12月1日より施行されます。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

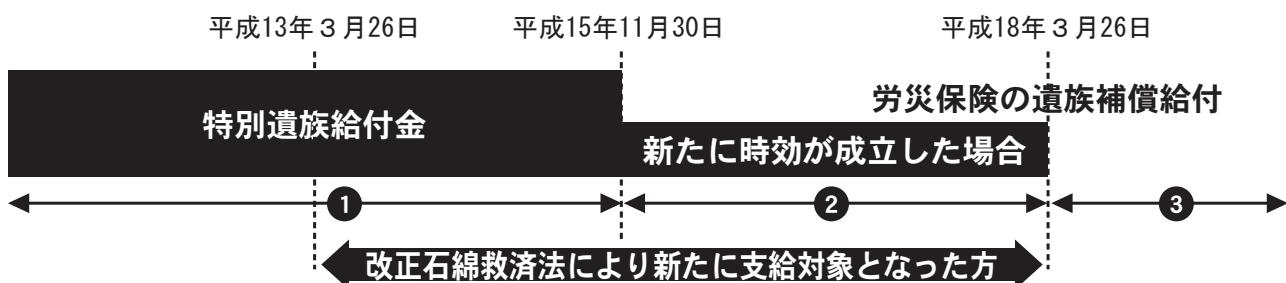
平成24年3月27日までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 平成18年3月26日までに亡くなった労働者（又は特別加入者。以下同じ。）のご遺族の方^(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。

(2) 以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。



火薬協会

1. 火薬類の事故発生状況

火薬類関係事故発生状況

(平成20年9月5日現在)

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類別	件数	計	人數	計	重傷－軽傷	計
製造中	産業火薬	3	4	0	1	1-2	1-2
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		1		0-0	
消費中	産業火薬	5	30	0	0	1-0	4-41
	煙火	23		0		3-41	
	がん具煙火	2		0		0-0	
その他	産業火薬	0	1	0	0	0-0	1-2
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		1-2	
合計	産業火薬	8	35	0	1	2-2	6-45
	煙火	23		0		3-41	
	がん具煙火	4		1		1-2	

※運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数は0件です。

2. 今年最後の保安教育講習会について

今年最後の保安教育講習会を12月11日（木）に開催しますので、今年が受講年となっており、まだ受講していない方は早めに受講申込をしてください。

日 時 12月11日（木）

場 所 宮崎市 宮崎県建設会館 5階会議室

種 別 再教育、責任者、従事者の保安教育講習会

申込先 宮崎県火薬保安協会（0985-25-4678）

無災害 知識と技術と 正しい管理

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	675	▲9.4%	19,390	▲5.9%	2,681	▲0.8%	91,738	5.6%
平成19年度	745	4.8%	20,598	▲0.8%	2,702	▲16.8%	86,871	▲23.1%
平成18年度	711	▲0.4%	20,767	▲1.7%	3,249	3.4%	113,026	15.0%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

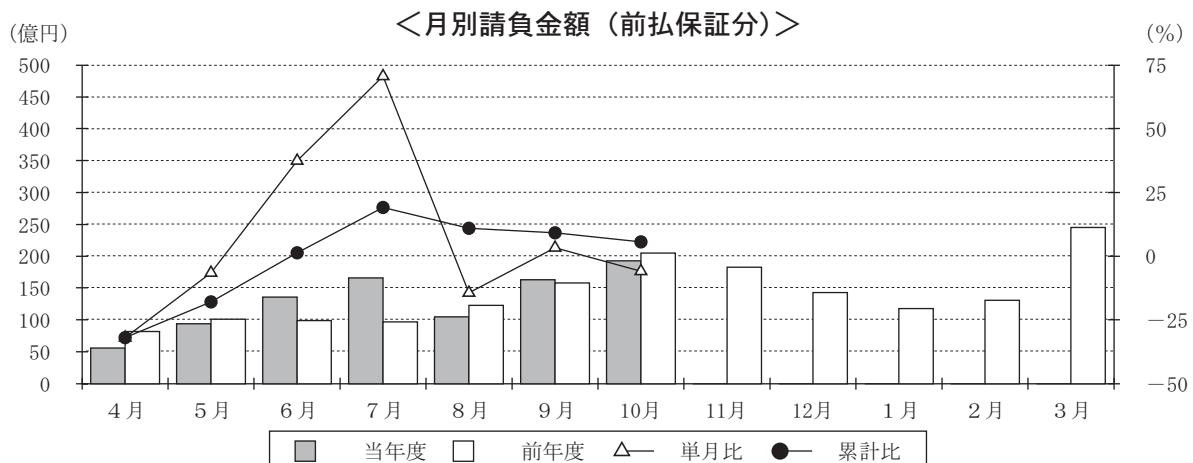
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	60	5,157	4.8%	26.6%	303	26,574	35.9%	29.0%
独立行政法人等	7	244	149.9%	1.3%	50	9,987	32.2%	10.8%
県	267	7,848	▲14.9%	40.5%	908	24,729	▲16.4%	27.0%
市町村	332	5,802	▲1.8%	29.9%	1,390	28,777	▲0.2%	31.4%
その他の	9	336	▲23.9%	1.7%	30	1,670	23.8%	1.8%
計	675	19,390	▲5.9%	100.0%	2,681	91,738	5.6%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	139	4,329	▲25.0%	22.3%	601	23,117	14.8%	25.2%
高 岡	21	548	1.4%	2.8%	104	2,722	6.1%	3.0%
西 都	36	1,369	20.8%	7.1%	116	2,732	1.5%	3.0%
高 鍋	33	981	28.5%	5.1%	137	5,150	▲7.1%	5.6%
日 南	52	1,671	56.3%	8.6%	218	7,917	109.6%	8.6%
串 間	17	264	45.7%	1.3%	86	1,262	▲16.0%	1.3%
都 城	106	2,440	▲10.2%	12.6%	381	9,433	▲27.1%	10.3%
小 林	87	2,192	32.6%	11.3%	252	6,824	22.8%	7.4%
日 向	56	1,489	▲24.8%	7.7%	340	13,111	▲9.3%	14.3%
延 岡	78	3,018	▲25.3%	15.6%	283	15,638	6.7%	17.1%
西 臼 斧	50	1,083	45.8%	5.6%	163	3,826	26.1%	4.2%
計	675	19,390	▲5.9%	100.0%	2,681	91,738	5.6%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び 国内クレジット制度普及セミナーのご案内

セミナー開催趣旨

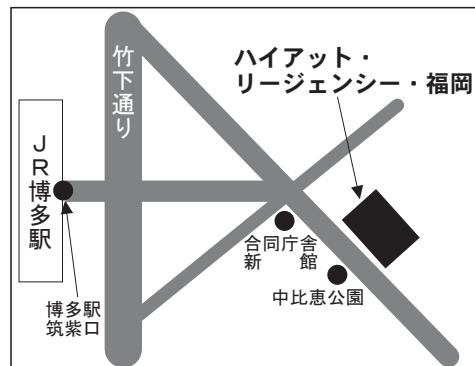
本年10月21日から募集開始となった「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」（以下、「試行実施」）及び「国内クレジット制度」の全国での普及・広報を目的に、以下の日程でセミナーを開催致しますので、お知らせ致します。

開催場所・日時

開催場所：ハイアット・リージェンシー・福岡
リージェンシーボールルーム
(福岡市博多区博多駅東2-14-1)
J R 博多駅筑紫口 徒歩約7分
(注) 駐車場無、全館禁煙

開催日時：2008年12月4日（木）
13:00～15:00 (12:30～受付開始)

定員：250名
～参加費無料～



セミナー概要

政府から試行実施・試行排出量取引スキームおよび国内クレジット制度についてご説明します。

<プログラム>
13:00～13:10 開催のご挨拶
13:10～13:55 試行実施及び試行排出量取引スキームの概要について
13:55～14:40 国内クレジット制度について
14:40～15:00 質疑応答

■セミナーお問い合わせ先

主催 試行排出量取引スキーム運営事務局
(内閣官房・経済産業省・環境省)
協力 国内クレジット推進協議会

排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び
国内クレジット制度普及セミナー事務局
TEL : 03-3581-9060 FAX : 03-3581-9062
MAIL:kokunai-credit@togou.jp

税務署だより

1. 平成21年確定申告センターをカリーノ宮崎（7階）に開設

確定申告センターでは、所得税・消費税・贈与税等の申告に関する記載相談、申告の受付を行います。

【開設期間】 2月16日（月）～3月16日（月）

（土・日曜日は除きます。ただし2月22日（日）、3月1日（日）は、確定申告用紙の配布、記載相談及び申告書の受付を行います。）

【相談時間】 午前9時～午後4時

【会場】 カリーノ宮崎（7階）（宮崎中央郵便局横）（橋通東4-8-1）

※確定申告書の控に税務署の受印が必要な場合は、申告書提出の際に、控も提示してください。

後日、申告書の控のみをお持ちいただいても、押印できませんのでご注意ください。

○無料駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆ 南九州税理士会宮崎支部による確定申告無料相談会場の開設

年金、給与所得者を対象に、税理士会による確定申告の無料相談を行います。併せて申告書の提出も受け付けます。

【開設期間】 2月2日（月）～2月13日（金）

（土・日曜日、祝日は除きます。）

【受付時間】 午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

【会場】 カリーノ宮崎（7階）（宮崎中央郵便局横）（橋通4-8-1）

◆ e-Tax 国税電子申告・納税システム（イータックス）を是非ご利用ください！

e-Taxは、自宅や事務所からインターネットを利用して申告、納税、申請、届出等の手続きができるシステムです。

利用するには、事前に利用開始のための手続きなどが必要です。

詳しくは、ホームページへ[<http://www.e-tax.nta.go.jp>]



◆ 自宅で簡単に所得税・消費税・贈与税の確定申告書が作成できます。

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

アドレスは、[<http://www.nta.go.jp>]

◆ 所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する問い合わせは、宮崎税務署（29-2151）（自動音声でご案内しております。）へ

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。